

特集 子供の人権

加 藤 理

子どもは憲法で保障される自由や人権の主体であり、教育を受け、よりよい環境の中で人として成長発達する権利を有する存在である。

日本では、日本国憲法の本質にしたがって、子どもに対する正しい観念を確立し、全ての子どもの幸福を実現するために、1951年5月5日に「児童憲章」を制定している。そこでは、児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられることが宣言されている。国連総会でも1959年に「児童の権利宣言」を採択して子どもの健全な発達を図ることを宣言し、さらに1989年に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を採択して、子どもの生存・発達・保護・参加という権利を実現するために必要となる事項を規定している。

人間の歴史の中で子どもの権利に関する観念は着実に進歩してきたものの、子どもを取り巻く現状を見ると、子どもたちはいじめ、体罰、児童虐待、貧困など、さまざまな困難に直面している。権利の主体として成長発達する権利が十全に保障されているとは言い難い状況なのである。

2016年に琉球大学で開催された研究大会では、「子どもの人権」をテーマに三会場で研究発表が行われた。本特集では、研究大会での発表とその後展開された議論を踏まえ、子ども社会研究の視点から三人の論者に子どもの人権について論じてもらう。